

新任介護職員向け

事故防止活動とコンプライアンス

— 介護職員として守るべきルールとは —

現場で培ったノウハウをお伝えする安全な介護が、動画セミナーを配信中！
会場に行かず施設内で何度も研修ができる

今すぐ抜粋版（11分）を視聴しよう！【本編は46分】

● PC版 → https://youtu.be/bG_6E9-73Ss

● スマホ版 →



※抜粋版は YouTube で公開していますが、動画本編は専用サーバーで提供します

動画セミナー提供方法

動画セミナー視聴までの流れ

- 提供対象：介護事業者団体・介護事業法人など
- 視聴期間：1～3ヶ月間
- 提供資料：セミナーテキスト・付属資料
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：介護事業者団体50,000円＋消費税
介護事業法人40,000円＋消費税

- ① 申込書を弊社宛メールで送付
申込書は弊社ホームページで：www.anzen-kaigo.com
- ② 弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付
URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③ 視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④ 参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

「事故防止活動とコンプライアンス」の概要

■ セミナーの内容

- 《1》事故防止活動の基礎知識
 1. 新しい事故防止活動に切り替えよう
 2. 防ぐべき事故を明確にしよう
 3. 事故を正しく評価しよう
- 《2》効果が上がる事故防止活動
 1. 事故防止の基本活動
 2. 効果があがるヒヤリハット活動
- 《3》事故発生時の対応
- 《4》介護職員のコンプライアンス
 1. 介護職員として不適切な行為とは？
 2. 個人情報保護のために守るべきこと

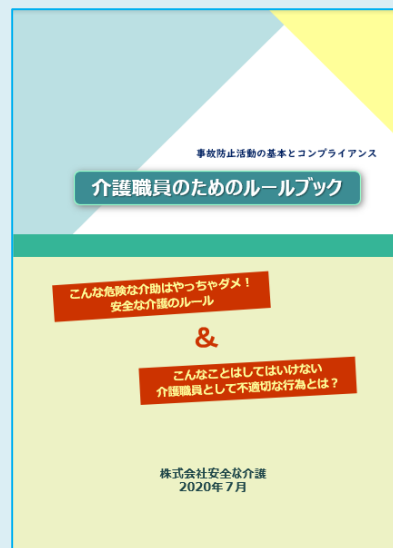
わかりやすい！



現場実践講師

動画セミナーの特典

主催者様にプレゼント！



※10冊まで無料それ以上は有償となります

《3》介護職員のコンプライアンス

1. 介護職員として不適切な行為とは？
- コンプライアンスって何でしょう？ ⇒ 法令順守？
法律に違反しなくても守らなければいけないルールがたくさんあります

- 法律(法令)
 - 刑法: 違反すると犯罪として罰を受ける。虚偽も犯罪として扱われる
 - 個人情報保護法: 個人情報漏洩などの違反をすれば罰則を受ける
 - 介護保険法: 違反すれば指名取り消しなどの罰則を受ける
- 規則や契約
 - 就業規則: 違反すると懲戒などの罰則を受ける
 - 契約: お客様との契約に違反する行為は損害賠償請求される
- モラルやマナー
介護の場から外れる介護職員として恥ずべき行為
社会人のモラルから外れる人として恥ずべき行為

モラルに反する行為 → 介護職員として不適切な行為

● 介護職員の不祥事例

おもむく半分のイタズラが虐待行為として処罰
ある特賞で、20歳の女子職員が運動中に認知症の利用者の髪にリボンをつけ、これを写メしてブログに画像をアップしました。写真には「認知症のおばあちゃん可愛い」とあり、このブログの写真を見つけた息子さんが激怒して、市に虐待通報し介護職員は懲戒処分となった。

クリスマス会でもの置ノリが虐待行為として処罰
クリスマス会のアトラクションで、職員が先頭のカツラをかぶって利用者に向けて盛り上げた。職員は悪ノリして認知症の男性利用者の頭にカツラを乗せ、これを職員が自分のスマホで写メしていた。この光景を撮影した家族が市に虐待通報し、職員は懲戒処分となった。

この職員の行為はなぜ虐待行為とされたのでしょうか？
みんなで考えてみましょう。

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275